

（４）行為・項目別ガイドライン

「行為・項目別ガイドライン」は、伊勢原市景観計画における景観形成基準に基づき、行為の内容や項目により、その考え方や配慮すべきポイントなどをまとめています。

伊勢原市景観計画における景観形成基準

表 - 伊勢原市景観計画における景観形成基準

| 行為内容 | 項目 | 景観形成基準 | | |
|--------------------|-------------------------|---|---|-------|
| 1 建築物の建築等又は工作物の建設等 | 形態・意匠等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大山の眺望や広がりのある田園風景を阻害しないよう配慮すること。 ・地域の自然や歴史・文化などとの調和に配慮すること。特に、地域で親しまれている景観資源等の周辺では自然素材を用いるなどその調和に配慮すること。 ・街路樹や公園、その他の身近な緑との一体的・連続的な空間の創出に努めること。 ・既存の地形や周囲のまちなみとの調和に配慮すること。 ・道路境界からの距離及び隣地間の距離の確保に努めること。なお、道路後退が連続し、空地が確保されている区域では、その連続性を分断しないように配慮すること。 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した色彩とし、地域の色彩環境の連続性を分断しないように配慮すること。 ・原則として、原色や突出色の使用をしないこと。 ・建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、次の表の色彩基準内とすること。 | | |
| | 2 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | 色彩 | R、Y R、Y | 彩度6以下 |
| | | | その他の色 | 彩度3以下 |
| | | | 見付け面積5分の1以下のアクセントカラーとして用いる場合は、色彩基準を適用しない。 着色していない木材、石材、ガラス、レンガ等の素材色には、色彩基準を適用しない。 特別な事情によるものは、別途協議することができる。 | |
| 屋外における土石等の堆積 | 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努めること。また道路等に面した敷地境界部について、積極的に緑化を図り、緑豊かなまちなみ景観の形成に努めること。 ・生育の良好な既存樹木の保全及び活用に努めること。 | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・広告物は形態等のバランスに配慮し、原色や突出色の仕様を避け、必要最小限の集約や建築物本体との一体的なデザインに努めること。 ・商業地を除き、光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避けること。また、光量や光源の向き等は、周辺環境に配慮したものとすること。 | | |
| 屋外における土石等の堆積 | 堆積の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とすること | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害しないように配慮するとともに、周囲を適切に修景すること。 | | |

行為・項目別ガイドライン

「行為・項目別ガイドライン」の構成は次のとおりです。

行為の内容や項目により、景観形成基準にあわせて、ガイドライン項目を確認してください。

表 - ガイドライン項目

| 行為内容 | 項目 | 景観形成基準（注1） | ガイドライン項目（右は該当ページ） |
|----------------|---|--|---|
| 建築物・工作物 / 開発行為 | 1 形態・意匠等 | (1) 大山の眺望や広がりのある田園風景を阻害しないよう配慮する。 | 眺望への配慮 P13 |
| | | (2) 地域で親しまれている景観資源等の周辺では自然素材を用いるなどその調和に配慮する。 | 地域の自然・歴史・文化などとの調和に配慮する。 P14 |
| | | | 地域素材などの活用 P15 |
| | | (4) 既存の地形や周囲のまちなみとの調和に配慮する。 | 景観の質を維持する素材への配慮 P16 |
| | | | 公共空間などとの一体感への配慮 P17 |
| | | (5) 道路境界からの距離及び隣地間の距離の確保に努める。 道路後退が連続し、空地が確保されている区域では、その連続性を分断しないように配慮する。 | 周辺環境との調和 P18 |
| | | | 施設群のまとまりへの配慮 P19 |
| | | | 単体施設のまとまりへの配慮 P20 |
| | | | 地形との調和 P21 |
| | | 2 色彩 | (1) 周辺環境と調和した色彩とし、地域の色彩環境の連続性を分断しないように配慮する。 |
| | (2) 原則として、原色や突出色の使用をしない。 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、次の表の色彩基準内とする。 見付け面積5分の1以下のアクセントカラーとして用いる場合は、色彩基準を適用しない。 着色していない木材、石材、ガラス、レンガ等の素材色には、色彩基準を適用しない。 特別な事情によるものは、別途協議することができる。 | | 隣り合う建物への配慮 P23 |
| | | | 周辺の色彩との調和 P24 |
| | 原色及び突出色への配慮 P25 | | |
| | アクセントカラーへの配慮 P26 | | |

| 行為内容 | 項目 | 景観形成基準（注1） | | ガイドライン項目（右は該当ページ） | |
|----------------------------------|---------|------------------------------------|--|-------------------|-----|
| 建築物・工作物 / 開発行為 | 3 緑化 | (1) | 敷地内の緑化に努める。 道路等に面した敷地境界部について、積極的に緑化を図り、緑豊かなまちなみ景観の形成に努める。 | 敷地、沿道緑化への配慮 | P29 |
| | | | 屋外駐車場の修景への配慮 | P30 | |
| | 4 その他 | (1) | 生育の良好な既存樹木の保全及び活用に努める。 | 良好な既存樹木への配慮 | P31 |
| | | | 広告物は形態等のバランスに配慮し、原色や突出色の使用を避ける。 | 広告物の形態や色彩などへの配慮 | P32 |
| | | (2) | 広告物は必要最小限の集約をする。 | 広告物の掲出方法への配慮 | P33 |
| | | | 広告物と建築物本体との一体的なデザインに努める。 | 本体と広告物の調和 | P34 |
| | 1 堆積の方法 | (1) | 商業地を除き、光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。光量や光源の向き等は、周辺環境に配慮したものとする。 | 照明への配慮 | P35 |
| 堆積物は整然と積み上げ、極力周辺から見えにくい高さ・配置とする。 | | | 堆積方法などへの配慮 | P36 | |
| 2 その他 | (1) | 周辺の景観を阻害しないように配慮するとともに、周囲を適切に修景する。 | 行為地の遮へいへの配慮 | P37 | |

（注1）景観形成基準は、ガイドライン項目との関係を分かりやすくするために、複数の項目に分割している場合があります。